

論文式試験問題集  
〔憲法・統治〕

## 〔憲法・統治〕

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

私立学校法第59条は、政府が私立の学校法人に対して私立学校教育に関し必要な助成をすることができることを定めており、私立学校振興助成法において、財政援助に際しての具体的な要件を定めている。なお、平成23年度では、私立学校に対する助成金として、年間約4370億円が支出されている。

A町においては、町議会の承認を得た上で、A町が独自に定めた「A町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に基づき、私立学校法上の幼稚園に当たらない、いわゆる無認可の幼稚園に対して、文部科学省の定める「幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」で定める基準の3分の2の額の就園奨励補助金を交付している。A町における無認可の幼稚園については、私立学校法や私立学校振興助成法に定める「学校」に該当しないため、これらの法律が定める人員等の学校の設置基準を満たす必要がなく、所轄庁の監督の対象にもならないとされている。他方で、A町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱においては、補助金の交付を受けた年度の末日から一定期間内に、成果報告書、予算報告書及び決算報告書の提出を行うこととされており、要綱に定める基準に違反した場合には補助金の返還を求める旨定められている。また、A町においては、無認可幼稚園は、地方自治法に定める「公共的団体等」に該当するとされており、町長の指揮監督の対象となっている他、地方公共団体による補助金の支出の対象となっていることから、地方自治法に定める監査委員による監査の対象にもなり得るとされている。なお、A町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱においては、幼稚園の構成員、人事についての定めは存在せず、A町の町長からも、この点についての指揮監督を受けたことはなかった。

### 【設問1】

私立学校に対して必要な助成を行うことを認める私立学校法59条及び私立学校に対する財政援助を具体化する私立学校振興助成法の憲法上の問題について、あなた自身の見解を述べなさい。

### 【設問2】

A町が行う無認可の幼稚園に対する補助金の支給についての憲法上の問題に関するあなた自身の見解を、想定される反論について触れつつ、述べなさい。

[参考条文]

#### 私立学校法（抜粋）

（助成）

第59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

#### 私立学校振興助成法（抜粋）

（補助金の減額等）

第5条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
- 三 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合

四 借入金の償還が適正に有われていない等財政状況が健全でない場合

五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第6条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

#### （所轄庁の権限）

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

#### 地方自治法（抜粋）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 （略）

#### 第199条

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2～6 （略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、調査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

11・12 (略)